ため池監視システム展示場整備事業実施要領

農業者の減少や高齢化などによるため池管理・監視体制の脆弱化が見込まれる中、ため 池を起因とした人的被害等の発生を防止するため、ICT の活用を推進していく必要がある。

豪雨時におけるため池水位の上昇を的確に把握できる「ため池監視システム」は、緊急時の迅速な避難行動を促す減災対策として、その活用が期待されるものの、市町職員やため池管理者の認知度が低いこともあり、普及が進んでいない。

そこで、市町職員・ため池管理者の理解を促進し、ため池監視システムの導入を加速化するため、以下により、現地研修の開催等に活用する「ため池監視システム展示場」を整備する。

上 整備時期

令和5年夏期

2 整備場所

- (1) 西島の上池:明石市大久保町西島字原田 682-1
- (2) 寄合池:淡路市山田乙 465

3 整備内容

- (1) 観測局(計測装置、制御装置、通信装置、電源装置)
- (2) 監視局(外部サーバ)
- (3) ため池監視システム説明看板

4 ため池監視システム設置者及び選定方法

ため池監視システムは民間事業者が多様な型式のものを開発しており、市町職員及びため池管理者が地域の実情に即して選択できるよう、民間事業者を公募し、複数設置するものとする。

- ① 参加条件を明示し、兵庫県 HP で公募
- ② 応募者の提案を審査のうえ、条件を満たした者を予算の範囲内で複数選定
- 5 ため池監視システム展示場の運営 展示場の整備、維持、運営に関する業務全般を包括的に外部委託

6 運営期間

令和5年夏期から令和8年度末